

労働安全衛生法第五十七条の三第一項の規定に基づく厚生労働大臣の定める
基準第9条に基づき定める変異原性試験の実施について必要な事項

- 1 労働安全衛生法第五十七条の三第一項の規定に基づく厚生労働大臣の定める基準（昭和63年労働省告示第77号。以下「厚生労働大臣の定める基準」という。）第2条に規定するプレインキュベーション法又はプレート法と同等以上の知見を得ることができる方法には、ガスばく露法が含まれること。
- 2 ガスばく露法による微生物を用いる変異原性試験は、変異原性試験の種類等については、それぞれ、厚生労働大臣の定める基準の各条に規定するところによることとし、被験物質の用量及び対象物質については、厚生労働大臣の定める基準第4条及び第5条の規定にかかわらず、下記のとおりとすること。
 - (1) 被験物質の用量
被験物質の用量は、次に定めるところによること。
 - ア 用量設定試験の最高用量は、ガス濃度として50パーセント（体積パーセント）又は調製可能な最大濃度とすること。
 - イ 本試験の最高用量は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める用量とすること。
 - (ア) 用量設定試験において被験物質の菌株に対する生育阻害が認められる場合
被験物質の菌株に対する生育阻害を示す用量
 - (イ) 用量設定試験において被験物質の菌株に対する生育阻害が認められず、かつ、被験物質の沈殿が認められる場合
被験物質の沈殿が認められる用量
 - (ウ) 用量設定試験において被験物質の菌株に対する生育阻害が認められず、かつ、被験物質の沈殿が認められない場合
ガス濃度として50パーセント（体積パーセント）又は調製可能な最大濃度
 - ウ 適切な間隔で5段階以上の用量を設定すること。
 - (2) 対照物質
用量設定試験及び本試験における対照物質は、陰性対照においては被験物質を希釈するために用いる気体、陽性対照においては適切な既知の変異原性物質とすること。